

平成25年度 木更津市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成25年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数

(単位:人)

区分	市長	教育委員会	消防	市議会	監査	農業委員会	選挙管理委員会	水道	計
職員数	608	139	178	8	4	6	3	36	982

(注)1 平成26年3月末現在のものです。

(2) 採用者数(出向採用者を除く。)

(単位:人)

区分	市長	教育委員会	消防	市議会	監査	農業委員会	選挙管理委員会	水道	計
採用者数	31	5	8				1	1	46

(注)1 平成25年4月1日から平成26年3月31日までのものです。(以下時期等を記載していないものについて同じです。)

(3) 退職者数

(単位:人)

区分	市長	教育委員会	消防	市議会	監査	農業委員会	選挙管理委員会	水道	計
定 年	13	12	8	1				1	35
定年以外	12	2	4					2	20
計	25	14	12	1				3	55

(4) 職位別昇任者数

(単位:人)

区分	市長	教育委員会	消防	市議会	監査	農業委員会	選挙管理委員会	水道	計
部長級		1	1						2
次長級	7		4	1	1				13
課長級	14	2	5		1			1	23
課長補佐級	13	4	8	1				1	27
係長級	10	5	13					1	29
計	44	12	31	2	2			3	94

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況

(単位:千円・人)

職 員 給 与 費				対象職員数	1人当たり 給与額(年額)
給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
3,458,942	603,861	1,219,354	5,282,157	884	5,975

(注)1 平成25年度普通会計決算によるものです。

(注)2 対象職員数は、平成25年4月1日現在の職員数です。

(注)3 1人当たり給与額(年額)は、職員給与費計÷対象職員数で算出しています。

(2) 平均給与月額(給与月額、諸手当)及び平均年齢

(単位:円)

区 分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
一般行政職	334,895	60,885	395,780	42.8歳

(注)1 平成26年4月1日現在の職員の状況です。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	午後0時～ 午後1時

(注)1 標準的なものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況(平成24年実績)

対象職員数	平均取得日数
928	9.59日

(注)1 平均取得日数は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

(注)2 平成26年3月31日現在在職する職員で、平成25年中の休職者、育児休業取得者、出産休暇取得者、派遣職員及び新規採用職員を除いて算出しています。

(5) 育児休業の取得状況

(単位:人)

区 分	育 児 休 業 取 得 者 数	うち前年度から の 取 得 者
男性職員		
女性職員	14	7
計	14	7

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の被処分者数

(単位:人)

区 分	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			9		9
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
計			9		9

(2) 懲戒処分の被処分者数

(単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1	1
計				1	1

4 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績(受講者数)

(単位:人)

研修所等が実施する研修				独自 研修	派遣研修
千葉県自治研修センター	市町村職員中央研修所	君津郡市広域市町村圏事務組合	その他		
46	11	168	68	837	7

(2) 勤務評定の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。

平成25年度は、次の内容で実施しました。

評定期間 平成24年11月1日～平成25年10月31日

評定対象者 全職員

評定項目 指導力、責任感、判断力、職務知識、信頼性等

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 木更津市役所職員厚生組合

地方公務員法の規定に基づき、木更津市からの補助金と職員の会費を原資として、職員の福利厚生を図るため、各種事業への助成や会員相互の祝い金、見舞金等の給付事業を行っています。

イ 千葉県市町村職員共済組合

- ① 長期給付(退職者に対する年金の給付など)を行っています。
- ② 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付を行っています。
- ③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付を行っています。
- ④ 短期給付(健康保険など)を行っています。

(2) 公務災害補償の状況

(単位:件)

区分	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	5		5
通勤災害	3		3
計	8		8

Ⅱ 公平委員会の状況

1 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために設置されています。
平成25年度については、不利益処分に関する不服申し立てが1件ありました。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。